



伝統芸能を受け継ぐ ― 大鹿中学校歌舞伎公演会

2011
10

広報

おおしか

№.212

◇平成23年10月発行／大鹿村役場 ◇印刷／龍共印刷株式会社



the most beautiful
villages
in japan

平成23年9月

大鹿村議会定例会報告

平成二十三年九月大鹿村議会定例会が九月十二日から二十日までの九日間の会期で開会されました。今定例会に提案された議案等は、付議事件十七件、議員発議一件すべて原案どおり認定・可決されました。また、一般質問は四名の議員からありました。

付議事件

議案第一号 大鹿村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第二号 大鹿村税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第三号 平成二十二年度大鹿村一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第四号 平成二十二年度大鹿村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第五号 平成二十二年度大鹿村立診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第六号 平成二十二年度大鹿村営水道特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入歳出決算の認定について

議案第八号 平成二十二年度大鹿村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第九号 平成二十二年度大鹿村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第十号 平成二十三年大鹿村一般会計補正予算(第一号)について

議案第十一号 平成二十三年大鹿村国民健康保険特別会計補正予算(第二号)について

議案第十二号 平成二十三年大鹿村立診療所特別会計補正予算(第二号)について

議案第十三号 平成二十三年大鹿村営水道特別会計補正予算(第二号)について

議案第十四号 平成二十三年大鹿村介護保険特別会計補正予算(第一号)について

議案第十五号 平成二十三年大鹿村後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)について

議案第十六号 南信州広域連合規約の変更について

議案第十七号 損害賠償について

議員発議

発議第一号 専決事項の指定について

一般質問

「東村 邦子議員」

***若者定住対策について(村長)** 私の基本的な考え方は若い人、誰であれ大鹿村と言う知名度を上げて観光にしろ、仕事にしろ村に来て頂いて回数を増やしていただき此処に住んでみたいと言う方を受け入れて行くのが一番と考えています。

ただ此処に住んで頂くには、生活をして行く収入を得ることが大事である、農業、林業が主体であります色々な策を実行してきている所でございます。

若者の定住のルールとすれば若者定住促進条例に基づいて、通勤補助、通学補助、住宅の新築補助、子育て関係と

しまして出産祝い金、福祉医療の制度等他町村と比べてもそんな色は無い取組みはしていると思っております。

空家対策につきましては、家を貸していただける、売っていただける方々に希望を取りましてホームページに載せています現在是一件であります。

***リニア対応特別チームの提案**

(村長) JR東海から示されました3km幅の大鹿村に係わる部分でございますが、配慮書の中身として「小渋川を明りで出来る限り短く通過する、中央構造線はトンネルで通過する」として明記されております、大鹿村で出る所は一箇所かなと解釈しております。

この工事については、地下を掘ると言う事です。温泉源や地下水の利用を村ではしております。環境影響評価の方書が今回出される事になっていきますので、その方法書が出された後に、住民皆様への説明がJRの方からなされる予定をされているようです。

今まで出されました環境配慮書に対しましては村として、四つの項目について意見書を提出しています。

調査については公開で行って下さいとお願いしました。相談を受けるチームと言う事でございます、方法書が具体性を持って出されるのかなと思っております、それについてどの様な専門の方をお願いしていくかしっかりと検討して助言等必要となるか判断してチームを作るか、村にありません対策会議で意見を伺いして行くか考えて行かなければならない。

「熊谷 英俊議員」

***映画「大鹿村騒動記」をどう生かすか。**

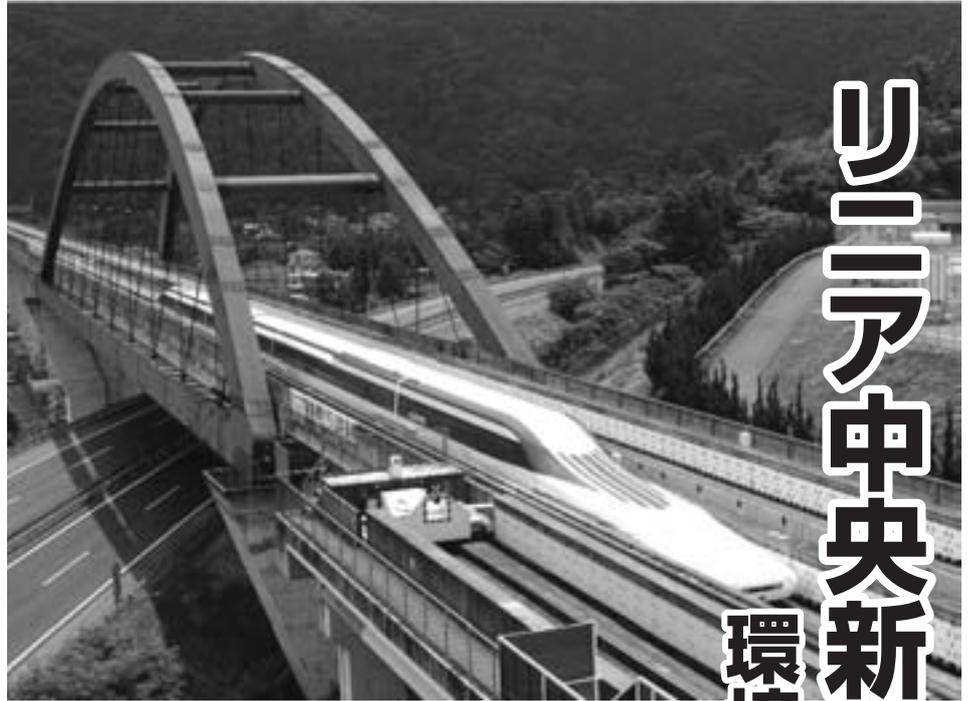
(村長) 観光という面では相当多くの方が村を訪れてくれているとお話しも聞きましたし、観光協会では案内パンフレットを作ってくれるなど対応が素早くしていただいた、民間への影響は良い方向に出ているものと考えております。

ディアイーターを活用したいと言う方が準備を進められている事を伺いました。非常にありがたい事です、頑張っていただければと思っております。案内パンフレットの場所に行っても何の案内も無いと伺い、現在案内表示をする様取組みにかかっており、早急に出来るものと思っております。

今秋の定期公演における追

リニア中央新幹線

環境影響評価方法書公表



概況、並びに環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法について記載されています。また、六月と八月に公表された配慮書に対する村や住民の意見についての見解も合わせて掲載されています。

配慮書に対する村の意見と JR東海の見解

質問1 長野県内概略ルート
周田市町村への説明会開催
について

見解 全体説明会については、六月二十一日に長野市、八月九日に伊那市、八月十八日に飯田市において公開で開催しました。方法書の説明会については、今後検討します。

質の状況については、十分に把握しており、今後更なる調査を踏まえてルートの絞り込みを行います。その際、鉄道事業に関する安全の確保については万全を期すとともに、地すべり誘発や落石の危険など周辺地域の防災対策に大きな影響を及ぼすことのないように配慮してまいります。

質問3 小渋川の通過はトンネルとし、環境への影響を回避願いたい。

見解 鉄道事業に関する安全の確保については万全を期してまいります。小渋川付近における坑口の設置にあたっては、地すべり誘発や落石の危険など周辺地域の防災対策に大きな影響を及ぼすことのないように計画を具体化します。

JR東海は、九月二十七日に環境影響評価方法書を公表し、十月二十七日まで大鹿村役場村民対話室で縦覧を実施しています。多くの方にご覧いただけますようお願いいたします。

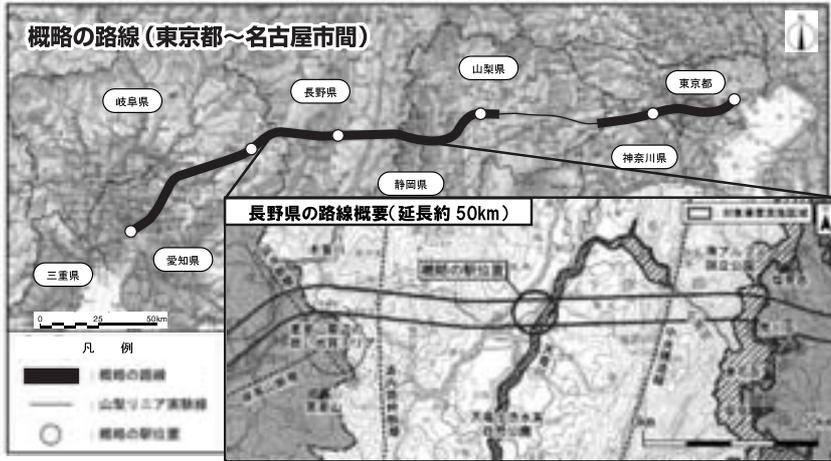
七時から大鹿村交流センターで開催されます。
今回公表された方法書は、大規模事業であるリニア新幹線工事を行う前に、環境への影響を回避・低減することを目的として、法律などに基づき作成されたもので、リニア事業の概要、対象事業実施区域（3km幅）及びその周囲の

質問2 中央構造線の通過はトンネルとし、環境への影響を回避願いたい。（六月公表の配慮書に対する意見）

質問4 大鹿村内の水環境について十分調査・把握の上、

第32回 大鹿村産業文化祭

平成23年11月13日(日)に大鹿村交流センターにて産業文化祭を開催します。
つきましては、村民の皆さんが作られました農産物及び作品等を多数出品していただき、本年度の産業文化祭が盛大なものとなりますようご協力をお願いします。



以上のように、村の意見に対してJR東海の見解が掲載されましたが、方法書においては具体的なルートを図り込む前の段階として、計画内容の具体的な記述はありませんでした。

なお、具体的な発土処理計画は、工事計画の策定段階となりますが、その策定にあたっては、必要に応じて関係する自治体のご意見を伺いながら進めていきます。

回避等環境に配慮した対策を明記し、温泉源泉の工事前と工事後複数年の影響調査を公開で実施願いたい。

見解 今後の環境影響評価手続きの中で周辺の土地利用調査や地質調査等を行い、必要に応じて、専門家の助言を受けて、定量的な予測、適切な対策を実施します。また、工事中、供用後は事後調査を行います。

質問5 本村の地形的条件を考慮し、残土処理概要の早期提示による検討の実施について

見解 建設発生土については本事業内に再利用、他の公共事業等への有効利用に努めるなど、適切な処理を図ります。なお、新たに残土の処分地が生じる場合には、事前に調査検討を行い、周辺環境へ影響が生じないように適切に対処します。

今後村内の環境や住民生活への影響を回避・低減するため、JR東海に早期の情報提供を要求し、議会や住民、専門家などの参加をお願いして具体的な協議を行っていきます。

方法書に対する意見募集

環境影響評価法に基づき、方法書に対する意見を提出することができます。村として意見を提出しますので、ご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

なお、個人として提出される場合は、インターネット又は郵送にて提出となりますのでお知らせします。

リニア中央新幹線に関するお問い合わせ先

東海旅客鉄道株式会社

環境保全事務所(長野)

住所 飯田市元町五四三〇一五

電話

0265-15216511

受付日時

土・日・祝日を除く
平日の九時～十七時

《鳥獣被害防止施設整備補助規程が改正されました》

大鹿村農業振興総合対策推進事業補助金交付規程が一部改正され、補助事業者(村民、若しくは村民が組織する団体及び農業協同組合)が鳥獣被害防止施設整備を実施した場合の補助基準は次のとおりとなりました。

改正内容

- ①鳥獣害防止施設の資材費に係る村からの補助限度率が10分の5から10分の8へ引き上げられました。
- ②受益面積要件が10アールから、要件無しとなりました。
- ③防護施設設置に係る請負工事費も補助対象となりました。

※ただし、過去5年間に助成を受けた施設の修繕は補助対象になりません。

詳しくは役場産業建設課・農林係までお問い合わせ下さい。☎0265-39-2001(代)

平成22年度 決算について

平成22年度の一般会計及び特別会計の決算が9月定例会で認定されました。

一般会計の決算額は、歳入が22億7,994万円、歳出が21億9,969万円で、昨年に比べ歳入で3億2,105万円(12.3%)、歳出で2億9,022万円(11.7%)それぞれ減少しました。減少した主な要因としては、国の地域活性化交付金の減少によるもので歳入で前年度比2億5,224万円の減額でした。

歳入歳出差引額は8,025万円で、そのうち平成23年度へ繰り越す財源を除いた実質収支額は3,680万円となりました。

歳入

歳入総額の内、村の自主財源は、村税を中心に5億438万円余りで全体の22.1%しかなく、残りの77.9%は地方交付税を中心にした依存財源に頼っています。これらは今後の国の施策に左右され、今後も厳しい歳入状況が続くと思われます。

●歳入額増減の主な要因

単位：万円

項目	増減額	要因
村税	△ 546	大鹿発電所等の固定資産交付金の減(減価償却)
地方交付税	9,881	算定方法、単位費用等の見直し
国庫支出金	△ 27,692	地域活性化交付金の減額
県支出金	4,058	森林整備事業補助金の増額
繰入金	△ 6,578	減債基金繰入金の減額
村債	△ 5,080	臨時財政対策債発行額の減額

●村税の内訳

単位：万円

税目	収入額
村民税	3,381
固定資産税	16,833
軽自動車税	390
村たばこ税	238
入湯税	15

歳出

歳出では、林道等防災工事の実施により維持補修費が減少しました。また、国の地域活性化交付金を活用した事業が減ったことなどにより投資的経費が大幅に減少しました。基金については、産業振興基金及び森林整備基金を廃止してふるさとづくり基金へ積み立てたため積立金が増加しています。経常的な経費では維持補修費や公債費を中心に減少しています。

今後も、財政の健全化を確保しながら、行政課題に対応できる効率的な財政運営を進めていきます。

●平成22年度に実施した主な事業

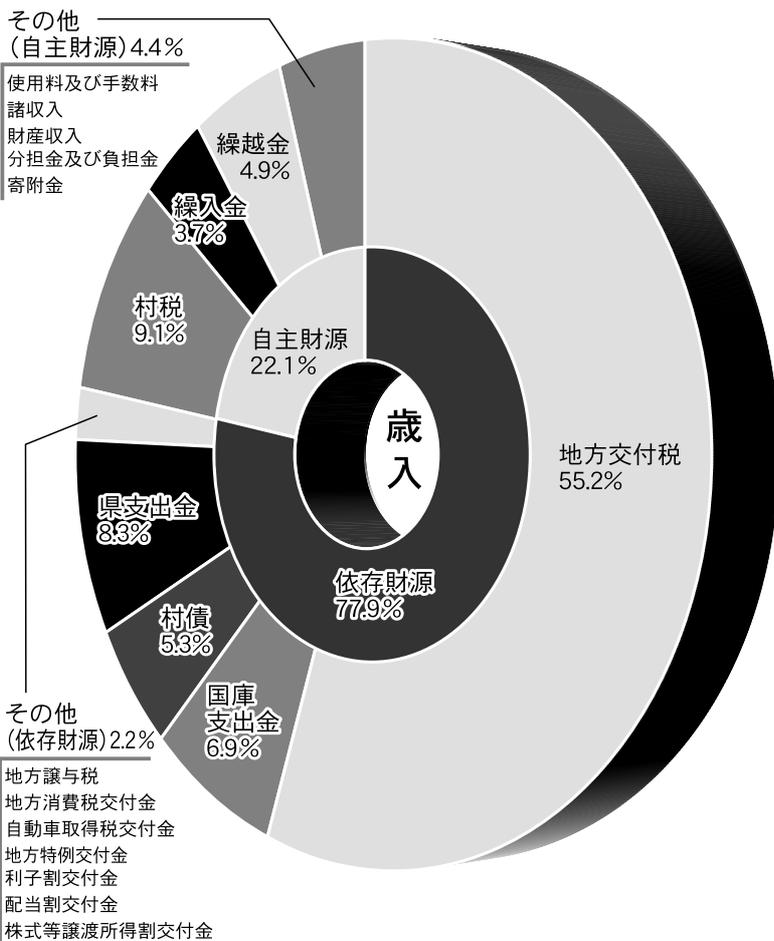
単位：万円

一般会計	事業名	決算額	一般会計	事業名	決算額			
総務費	参議院議員・県知事各選挙等経費	894	商工費	観光施設整備事業(大西公園、塩の里他)	3,551			
	村外通勤者補助	267	土木費	道路維持経費(沢井線、南山線他)	1,918			
	CATV施設改良事業	6,977		道路新設改良経費(梨原線、沢井線他)	10,258			
	除雪関係経費	605		村営住宅改修工事	1,024			
	災害義援金(東日本大震災等)	500		太陽光発電設備設置補助	10			
	地籍調査事業	1,021	消防費	広域消防負担金	3,976			
民生費	社会福祉協議会補助金	1,037	消防団活動経費	1,124				
	生活支援ハウス等指定管理委託	974	消防施設等経費	1,960				
	障害者福祉サービス費	4,416	教育費	高校通学バス等補助	196			
	子ども手当関係経費	1,338		文化財保存関係経費	310			
保育所運営経費	844	中央構造線博物館等文化施設維持等経費		960				
衛生費	患者輸送車運営経費	261	スクールバス運行	598				
	予防事業(予防接種、検診、指導等)	793	公民館活動、建物維持修繕等経費	781				
	合併浄化槽設置管理費補助	1,058	災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	1,044			
	し尿処理経費	1,101	林道施設災害復旧事業	81				
農林水産業費	ごみ収集運搬処理経費	2,737	公債費	起債の元利償還金(借入金の返済)	40,830			
	有害鳥獣駆除及び獣害防除経費	2,337	基金費	基金への積立金(預金)	22,682			
	中山間直接支払い事業	405	●特別会計	単位：万円	国民健康保険特別会計	18,582	16,786	1,796
	農道整備事業	5,420			村立診療所特別会計	10,573	10,564	9
	大豆価格安定事業	10			村営水道特別会計	9,055	9,033	22
	森林造成事業(間伐、枝打ち、作業道整備等)	8,319			老人保健医療特別会計	0	0	0
私有林造林事業補助	367	介護保険特別会計			15,833	15,734	99	
林道整備事業(中峰黒川・鳥倉・高森山線他)	11,682	後期高齢者医療特別会計			1,767	1,767	0	
部分林購入費	792							
商工費	村路線バス運行委託	1,423						
	商工振興事業補助	522						
	観光協会補助	145						

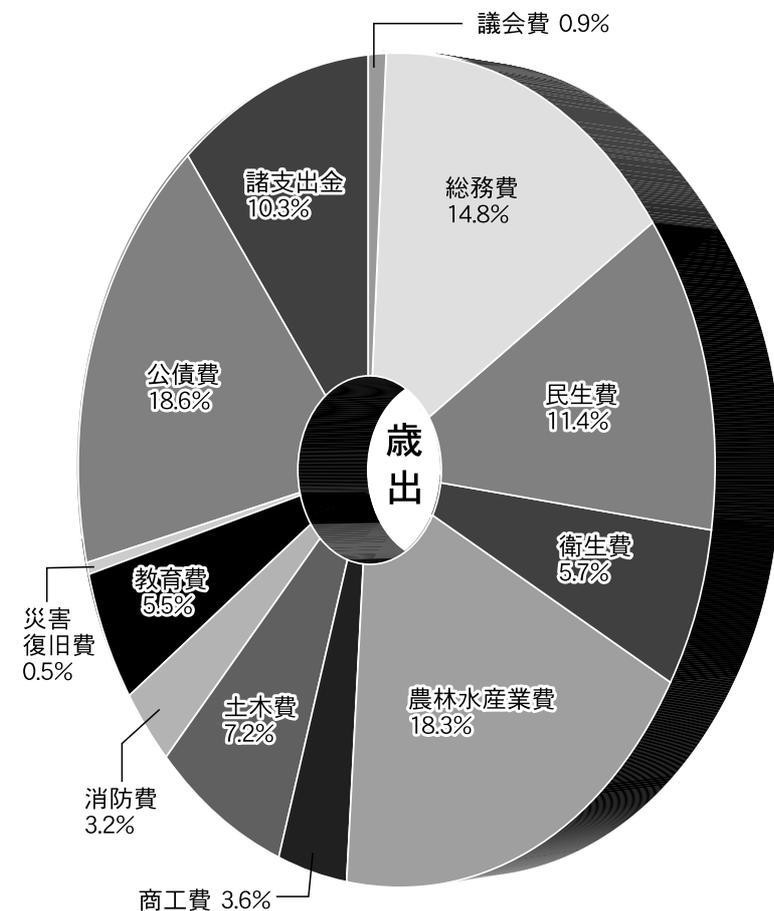
平成22年度 決算

単位：万円

歳入	決算額		前年度対比	
	22年度	21年度	比較	前年度比
村税	20,857	21,403	△ 546	△ 2.6%
地方譲与税	2,897	2,951	△ 54	△ 1.8%
利子割交付金	32	34	△ 2	△ 5.9%
配当割交付金	8	8		0.0%
株式等譲渡所得割交付金	3	4	△ 1	△ 25.0%
地方消費税交付金	1,213	1,215	△ 2	△ 0.2%
自動車取得税交付金	642	707	△ 65	△ 9.2%
地方特例交付金	333	227	106	46.7%
地方交付税	125,961	116,080	9,881	8.5%
分担金及び負担金	148	66	82	124.2%
使用料及び手数料	4,093	3,512	581	16.5%
国庫支出金	15,645	43,337	△ 27,692	△ 63.9%
県支出金	18,852	14,794	4,058	27.4%
財産収入	581	921	△ 340	△ 36.9%
寄附金	115	38	77	202.6%
繰入金	8,422	15,000	△ 6,578	△ 43.9%
繰越金	11,108	11,861	△ 753	△ 6.3%
諸収入	5,114	10,890	△ 5,776	△ 53.0%
村債	11,970	17,050	△ 5,080	△ 29.8%
計	227,994	260,098	△ 32,104	△ 12.3%



歳出	決算額		前年度対比	
	22年度	21年度	比較	前年度比
議会費	2,089	2,138	△ 49	△ 2.3%
総務費	32,447	32,973	△ 526	△ 1.6%
民生費	25,152	28,956	△ 3,804	△ 13.1%
衛生費	12,482	18,204	△ 5,722	△ 31.4%
農林水産業費	40,190	44,401	△ 4,211	△ 9.5%
商工費	7,868	6,856	1,012	14.8%
土木費	15,874	22,186	△ 6,312	△ 28.5%
消防費	7,142	9,486	△ 2,344	△ 24.7%
教育費	12,089	14,460	△ 2,371	△ 16.4%
災害復旧費	1,124	0	1,124	—
公債費	40,830	55,754	△ 14,924	△ 26.8%
諸支出金	22,682	13,576	9,106	67.1%
計	219,969	248,990	△ 29,021	△ 11.7%



下伊那北部5町村

平成22年度決算の財政状況等をお知らせします

項 目		大鹿村	松川町	高森町	喬木村	豊丘村
人 口 (H23.3.31住民基本台帳)		1,182人	13,994人	13,507人	6,828人	6,960人
世 帯 数 (//)		544世帯	4,505世帯	4,211世帯	2,158世帯	2,024世帯
面 積		248.35km ²	72.90km ²	45.26km ²	66.62km ²	76.85km ²
65歳以上の人口割合(H23.3.31住民基本台帳)		49.9%	28.1%	26.4%	30.3%	29.2%
H22年度 普通会計歳出決算額	1人当り	186万円	40万円	41万円	50万円	54万円
	決算総額	21億9,969万円	55億7,522万円	54億8,536万円	34億545万円	37億4,307万円
普通会計収入額に占める、地方交付税の割合		55.2%	40.6%	37.0%	46.3%	40.5%
標 準 財 政 規 模		14億5,772万円	42億3,780万円	39億477万円	24億6,960万円	25億7,588万円
財 政 力 指 数		0.171	0.382	0.403	0.259	0.287
経 常 収 支 比 率		71.7%	81.8%	81.7%	76.0%	69.4%
普通会計の基金 (積立金) 残高	1人当り	174万円	25万円	11万円	44万円	35万円
	積立金総額	20億5,158万円	35億664万円	14億4,562万円	30億136万円	24億6,105万円
普通会計の借金 (地方債) 残高	1人当り	147万円	32万円	45万円	40万円	51万円
	借金総額	17億3,716万円	45億624万円	61億1,560万円	27億1,502万円	35億2,384万円
職員数(H23.4.1現在) ※特別会計・企業会計を含む全会 計の職員数。嘱託等臨時職員 を含み、特別職は除く。	総人数	52人	184人	173人	103人	96人
	うち正規職員	40人	105人	90人	58人	65人
	人口千人当り	44.0人	13.1人	12.8人	15.1人	13.8人

※各指標の「住民一人あたり」数値は、H23.3.31住民基本台帳人口を用いた。

■各種財政指標の説明

標準財政規模 数値が高いほど標準的な一般財源の規模が大きい

普通会計のうち、標準的な一般財源の規模を示すもので、毎年経常的に収入が見込まれる標準的収入額（計算の方法は概ね、「町村税」＋「地方譲与税等」＋「普通交付税」）

★県内町村平均； 29億5,429万円 / 県内市町村平均； 76億7,349万円（平成21年度決算数値）

財政力指数 数値が高いほど財政力が強い

自治体の財政基盤の強弱を示す数値で、標準的な行政運営に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表すものです。この数値が「1」に近いほど、町村の行政運営を町村税で賄えているということで、反対にこの数値が低いほど地方交付税に依存していることとなります。

★県内町村平均； 0.38 / 県内市町村平均； 0.43（平成21年度決算数値）

経常収支比率 数値が高いほど財政構造が硬直化している

経常一般財源（毎年連続して経常的に入ってくる財源の中で、町村税や交付税などその用途が特定されず自由に使える財源）総額のうち、経常経費（人件費、扶助費、公債費など義務的性格の経常経費）に充当された部分の割合を示します。自治体の財政運営の弾力性を測る指標です。

★県内町村平均； 81.1% / 県内市町村平均； 86.6%（平成21年度決算数値）

財政健全化判断比率の状況について

国は、現行の地方財政再建促進特別措置法では、一般会計の赤字を対象にした指標があるだけで、公営企業会計や観光事業会計などに膨大な赤字を抱えている県や市町村等の地方公共団体の財政悪化を早期発見できない構造的欠陥があることから、制度自体を抜本的に見直すこととなり、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」を公布しました。

この法律は、財政の悪化状況を見極める四つの健全化判断指標（健全化判断比率）を導入して自治体の財政状況を全体的に把握し、これまで対象にしてこなかった国民健康保険をはじめとする事業会計や上下水道事業等の公営企業会計、更には第三セクターの不良債務などもチェック対象とするなど、自治体財政への監視基準を強化することで、財政危機の早期発見と健全化を促し、財政悪化による住民生活への影響を最小限に止めることを狙っています。

平成22年度決算に基づく財政健全化に係る各指標の内容を、下伊那北部5町村と対比しながらお知らせします。

財政健全化の指標	大鹿村	松川町	高森町	喬木村	豊丘村
実質赤字比率(A)	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率(B)	—	—	—	—	—
実質公債費比率(C)	15.6%	16.4%	16.9%	13.0%	9.5%
将来負担比率(D)	— (▲127.8%)	— (▲11.4%)	107.1%	— (▲51.5%)	— (▲20.0%)

(該当しない場合は「—」にて表示)

■健全化判断比率（4指標）の説明

実質赤字比率(A)：【早期健全化基準（イエローカード）15%、財政再生基準（レッドカード）20%】

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、一般会計等の決算額が、黒字の場合はマイナス比率となり、赤字比率は「該当なし」となります。

連結実質赤字比率(B)：【早期健全化基準（イエローカード）20%、財政再生基準（レッドカード）40%】

一般会計や国民健康保険等の事業会計、上下水道等の公営企業会計並びに第三セクターへの負担等全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、全会計等の決算額が、黒字の場合はマイナス比率となり、赤字比率は「該当なし」となります。

実質公債費比率(C)：【早期健全化基準（イエローカード）25%、財政再生基準（レッドカード）35%】

標準財政規模に対して、一般会計や上下水道等の公営企業会計並びに第三セクターへの負担等全ての会計が負担する実質的な公債費（元利償還金）がどれくらいの比率であるかを表し、この数値が高いほど公債費（借金返済金）の割合が高く、財政を圧迫していることとなります。

当村では、計画的な借金返済により前年比▲3.4ポイントの改善がなされました。

将来負担比率(D)：【早期健全化基準（イエローカード）350%】

一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債（上下水道等の公営企業会計並びに第三セクターへの負担等を含む）の標準財政規模（補正值）に対する比率で、将来負担額より基金（貯金）等充当可能な財源が多いと、この比率はマイナス表示となります。

当村では、公債費の計画的な削減や基金の積み増し等により、前年比▲40.8ポイントの改善がなされました。

税務だより

平成23年10月号

平成24年 固定資産税『評価替え』に向けて

土地や家屋に課税される固定資産税は3年ごとに適正な時価に見直す「評価替え」を行っています。次回の評価替えは平成24年です。

評価替えの主な内容は次のとおりです。

- 土地**
 - ・ 基準地・標準地の適正価格への見直し。
 - ・ 土地の利用状況に合わせた課税地目の見直し。
 - ・ 一筆の土地の中で異なる利用状況がある場合の見直し。
- 家屋**
 - ・ 家屋の適正価格の見直し。
 - ・ 過去に新築・増築された家屋で評価をされてない家屋の評価。

土地・家屋の現地確認を行います

土地・家屋の現況は平成21年に撮影した航空写真を見て確認します。さらに、利用状況が写真では判定できない土地や、建築物が家屋として課税の対象となるかどうか不明の場合には、役場の職員が現地調査を行います。職員が土地に立ち入り、また、家に伺うことがありますのでご理解、ご協力をお願いします。

登記の変更をお願いします

田・畑・山林に住宅や農業倉庫等建てていませんか。これらの土地は『宅地』として認定されます。このため、土地の一部を宅地化した場合は分筆登記をしていただくようお願いします。

所有されている土地・家屋の確認をお願いします

5月にお送りした固定資産税の納税通知書に土地・家屋の課税明細書を同封してあります。明細書を確認し、現在所有の家屋の面積と食い違いがある・家屋があるのに明細書に記載がない・存在しない家屋が記載されている場合は、役場にご連絡ください。(村では土地・家屋の異動については法務局からの「土地建物登記済通知書」により確認をしております。また、家屋の全戸調査を行い公正で適正な課税を目的として行っています。)

※家屋の認定方法は別記載の通りです。

家屋×	家屋○	
		
ブロックに乗せてある	置石基礎(古民家で使用される)	ブロックだが固定
		
同上		コンクリート基礎

固定資産税(家屋)調査のお願い

大鹿村は、固定資産税の課税をするうえで適正な評価を確保するため、実地調査を行っております。家屋調査については次のとおりです。

1. 家屋を新・増築したときに、建主に事前連絡などを行いながら評価を行う「新・増築調査」(店舗や事務所、また車庫や物置など小規模な建物も対象となる場合があります。)
2. 家屋課税台帳に登録されている内容(所在地番・用途・構造・床面積など)と比較し、増築や未調査の家屋、取り壊しなどがある家屋を調査する「全戸調査」

全戸調査は、既に課税されている家屋との公平を期し、公正で適正な課税を目的として実施するものです。調査方法は、税務係の職員が調査に行き、家屋の図面と実際の家屋を照らし合わせながら外観確認します。確認のため聞き取りをする場合もありますので、調査中は、大変ご迷惑をお掛けしますがご協力をお願いします。

なお、調査に向う際に職員は『固定資産評価補助員証』を携帯しています。

◎お願い

建物の取り壊し・新築・増築をした場合又は、その予定がある場合は役場税務係(☎39-2001)までご連絡下さい。

国民年金便り

平成23年
10月号



国民年金保険料は社会保険料控除の対象になります

支払った全額が所得控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・村民税等の社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料（国民年金、国民健康保険、健康保険、厚生年金保険など）を納付したとき、または、配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納付したときに受けられる所得控除のことをいいます。

申告できる金額は、年間に納付した社会保険料の金額（給与から天引きされた金額も該当します）です。

なお、年末調整の申告においては、給与から天引きされた社会保険料（健康保険、厚生年金保険など）は、事業所で一括して計算しますので、ご自身が申告書に記入する必要はありません。事業所が把握することができない、ご自身が納付した社会保険料（国民年金、国民健康保険等）を申告書に記載してください。

年末調整や確定申告の手続きで国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間（1月1日から12月31日まで）に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

平成17年3月に所得税法等の改正が行われたことにより、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、納めたことを証明する書類（控除証明書や領収証書）の添付等が義務付けられました。

なお、年末調整・確定申告の所得税の申告を行わなくても村民税の申告を行う場合には、村民税の申告の際に、この控除証明書が必要となる場合があります。

社会保険料控除証明書を毎年11月初旬に送付

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、日本年金機構から毎年11月初旬に送付されます。大切に保管しておいてください。

証明内容は本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の

納付見込額です。

納付忘れなどがある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。万一、控除証明書を失くしてしまった方は再発行することができます。

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日以降に今年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されますので、平成23年中に国民年金の保険料を納付した方全員にこの証明書が送付されます。

扶養家族分も納付した方は

また、国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合は、ご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付等する必要があります。

過去に滞納などがある方も控除を受けられます

社会保険料控除の対象は、今年中に支払った保険料のため、今から年末までに支払う保険料も控除の対象になります。

また、過去に滞納や免除期間がある方も、年末までに保険料を支払えば、所得控除を受けることが可能です。

お問い合わせは、日本年金機構から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されているお問い合わせ先まで。

控除証明書が届かないときは

平成23年中に国民年金保険料を納付しているのに控除証明書が届かない方は、日本年金機構にご確認ください。

詳しくは、飯田年金事務所（☎0265-22-3641）までお問い合わせ下さい。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

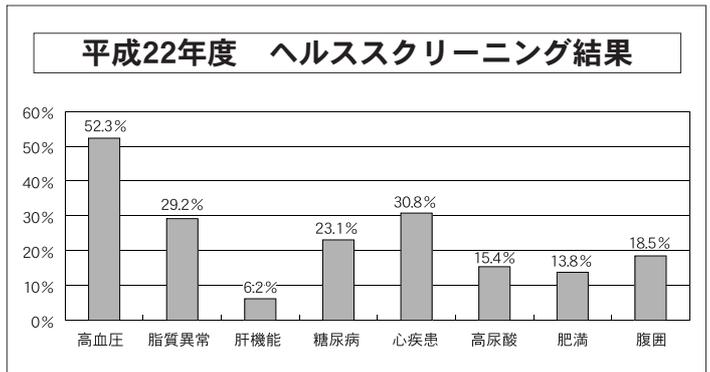
こねにちは保健師です



大鹿村の健診状況

大鹿村の特定健康診査の受診率と受診者数

		平成20年度	平成21年度	平成22年度
全体	受診率	63.3%	63.4%	64.0%
	受診者数	233人	227人	215人
男	受診率	51.1%	56.1%	53.3%
	受診者数	90人	96人	88人
女	受診率	74.5%	70.1%	74.3%
	受診者数	143人	131人	127人



* 大鹿村国民健康保険被保険者（40～74歳）の健診

- 大鹿村の健診の受診者が多く、県内でも上位となっています。国は受診率65%を目標としています。
- 男性の受診者が女性と比べ少ないです。
- 1年に1回は健診を受けましょう。

- 平成22年度のヘルススクリーニング受診者の状況です。
- 健診の結果、基準値を外れた方の出現率です。
- 血圧が高い方、心疾患、脂質異常と続きます。

●健康診断の結果、治療や再検査を必要とされた方は、必ず主治医又は、専門医等を受診してください。

平成23年度 インフルエンザの予防接種を実施します

昨年度までの新型インフルエンザは、今年4月から季節性のインフルエンザとなりました。今年度から通常のインフルエンザワクチン接種になりますのでご承知ください。

接種回数

- ・ 13歳以上の方は、**1回**の接種です。
- ・ 13歳未満の方は、**2回**の接種が必要です。

接種料金

- ・ 65歳以上 **1,000円**
- ・ 65歳未満 **3,000円**
- ・ 高校生 **1,000円**
- ・ 中学生以下 **無料**（村全額補助）

接種場所

大鹿村立診療所

日程

接種日	対象者	接種時間
11月8日 (火)	塩原・中峯・梨原・西・塩河 河合・南山	午後1:00～ 4:00
11月11日 (金)	沢戸・上市場・下市場一 下市場二・上青木・北の原・深ヶ沢	午後1:00～ 4:00
11月15日 (火)	下青木・上蔵・文満・文満団地	午後1:00～ 4:00
11月18日 (金)	落合・釜沢・清水・中尾・大栗 北入一・北入二・沢井・入沢井	午後1:00～ 4:00
12月6日 (火)	13歳未満 2回目 上記日程で受けられなかった方	午後1:00～ 4:00

* 上記の接種費用は、大鹿村立診療所で接種した場合です。他の医療機関で接種する場合は異なりますのでご注意ください。他の医療機関で接種をされる方は事前に、保健福祉課までご連絡ください。

秋の行政相談週間

10月17日(月)から23日(日)は、秋の行政相談週間です。

住みよい地域づくりのために、ちょっと気づいた、行政(国、県、村等の業務)に関する困りごとはありませんか？

総務大臣から委嘱された行政相談員が、苦情や意見・要望をお聴きし、解決のお手伝いをしますので、お気軽にご相談ください。

また、総務省長野行政評価事務所では、国・県などの行政機関や弁護士、司法書士を集めた「一日合同行政相談所」を開設しますので、お気軽にご利用ください。

相談は無料で秘密は厳守されます。

■行政相談

〈10月〉

- ★日 時 10月17日(月) 午後3時～5時
- ★場 所 大鹿村役場
- ★相 談 員 間瀬行政相談員

〈11月〉

- ★日 時 11月22日(火) 午後3時～5時
- ★場 所 大鹿村役場
- ★相 談 員 間瀬行政相談員

■一日合同行政相談所

- ★日 時 10月20日(木) 午前10時～午後3時
- ★場 所 伊那市役所1階 多目的ホール
- ★相談機関 国・県の機関、弁護士会、司法書士会、行政書士会等

長野県最低賃金改正のお知らせ

長野県内の事業場で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している全ての使用者に適用される「長野県最低賃金」が、平成23年10月1日から**時間額694円**に改正されました。

この機会に、ぜひ賃金の確認をしてみてください。

—お問合せは—

長野県労働局労働基準部賃金室(☎026-223-0555)
または、飯田労働基準監督署(☎0265-22-2635)

裁判員制度～ まもなく名簿記載通知を発送します!

■裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

平成24年分の名簿に登録されている人数は、全国で約28万6000人です(有権者全体に占める割合は、約365人に1人)。

■裁判員候補者名簿記載通知について

平成24年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ(名簿記載通知)をお送りします。この通知は、来年2月ごろから平成25年2月ごろまでの間に裁判所にお越し戴き、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心積もりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々の負担を軽減するためにお送りするものですので、お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

辞退の申し出ができる時期や期間等に何らの制限を設けているわけではありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出いただくことも、又は裁判の当日(選任手続時)に辞退を申し出いただくことも可能です。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。



『あれから50年—北川のはなし』

「山間部の土砂災害というのは本当に恐ろしいもので、土地がどこかに行ってしまう。あれだけの畑や家があったのに、どこに行ってしまったものかと思う。今、北川に行ったって、そんなものがどこにあったのか、まるでわからない。不思議なもんだなあ。」

分杭峠の手前、大鹿村の北端に位置していたかつての北川集落。住居跡らしき土地も確かに見られるが、最も栄えた時期にはここに百戸以上の家があったとか、駒ヶ根や長谷・高遠との物資の交流が盛んに行われていたとか、高遠からの国鉄バスが走っていたなどというのは、今となつては夢の話ではないかと思える。



災害はいつ起こるかかわからない。それはわかっているけど、人は現実にかかるまで油断していることがほとんどなのだと思う。実際に自分の住んでいる土地や家が崩れ落ちることなど想像していたら、安心して住んではいけない。

それでも災害は起る。今年私は私たちの住むこの日本列島が、『災害列島』である

ことをまざまざと見せつけられることとなった。津波が来るとわかっているけど、「まさかここまで」と思って津波にのまれた人がたくさんいた。それと同じ事を、北川で三六災を経験した人の話の中にも聞いた。

「考えてみると、一回もそんなおつかない目に遭ったことがない。山の中で穏和に暮らしてきたので、恐ろしいことなど考えたこともなかった。だもんで、目の前の道路が水に浸かっていたって、うちの庭が水に浸かっていたって、まだ逃げようという気がなかった。みんなそうだったよ。いよいよ上から人が流れてきたぞとなつてから、さてそれじゃ逃げなきゃいかんということになった。」

「前での山が、まるで手で掻いたように崩れてナギができていった。

立ち木が落ちてくると、立ったまま一瞬止まる。次の瞬間には川に流されて行く。そうすると川の圧力で枝が取れて、何本も何本もうどんのように流れて行った。それを子どもを背負ったままずっと見ていた。そうするうちに裏の石垣から水が落ちてきて、もう逃げた方がいいと隣に言われたので、おばあさんは位牌を持って逃げたが、おじいさんは『うちなんか流れん』と言って逃げようとしなない。私はおじいさんの腰に抱きついて『おじいちゃんも逃げてー』と泣いていた。そうこうするうち土間まで水が入ってきて、やつとのことでおじいさんと一緒に逃げた。」

「子ども心に覚えていることなのですが、さつきまで晴れていた空が、急に変わるってこういうことなのかなという記憶が、この度の震災で今までもなんでもなかったところに津波が、という光景と重なるんです。ずっと長い間続いていた雨が、その日だけ晴れたんです。朝、学校のグラウンドには二十四人子どもがいて、男の先生と女の先生が並んでいました。明日から給食になりますというお話、食缶とか新しいものが来たという話を、その朝先生がされたんです。ああ、明日から給食になるんだって、本当に喜んだ記憶があります。お昼ぐらいから天気が急変して、お昼を食べてしばらくしたら、父が先生に、子どもたちをすぐにうちへ帰した方がいいと、連れに来たんです。そして私たちが橋を渡って振り向いたら、もう橋が水に浸かっています。家まで帰ると、おじいちゃんとおばあちゃんが

私たち四人のきょうだいを連れて、少し上の方の親戚の家へ避難しました。その時に両親たちはどうするんだらうと、振り返りながら親戚まで行ったことを覚えています。夜になって、両親がずぶ濡れになって尾根伝いに親戚の家まで来た時には、ああ家族がバラバラにならずにすんだと思いま





ろくべん館だより Vol.29

した。」

命からがら避難した人々は、それから手に入る食料を持ち寄って数ヶ所で集団生活を始めた。水に浸かった蔵の中から持ち出した米は、炊くと色がついていて、子どもが「味ごはんみたいでうれしい」と言ったという。着の身着のまままで逃げた人たちにとって、状況は厳しかったが、みんなが我慢し協力しあって過ごしていた。救援の物資をヘリコプターが運んでくるようになるまで、北川はしばらくの間、孤立状態が続いた。

「ヘリが初めて来た時、上空をぐるりと回って飛ぶのを見て、ああ助かったと、一人も泣かない人はいなかった。手を振ってわんわん泣いた。」

当時三八戸あった家のうち、壊れず残ったのは一〇戸ほど、犠牲者は三名。公会堂前の橋が詰まっていたため、橋げたをはずそうと作業していた五人のうち三人が、公会堂が流されるのと一緒に濁流に巻き込まれて亡くなった。

北川分校も流され、小学生たちは一〇km以上離れた本校まで通うこととなった。

「子どもたちは、上のうちからだんだんに呼びあつて、まとまって歩いて本校まで行き、寄宿舎で一週間暮らして、また土曜日になるとみんなで帰って来ました。最初は理科室で寝泊りして、そのうちに本校のすぐ近くの空き家みたいな所に移りました。みんなで二十四人、『二十四の瞳』じゃないですが、一人ずつ『さよなら』と言いながらだんだんに帰って行きました。家に帰りたくて脱走したこともあって、でも捕まっちゃったりして。弟が泣くのを、一週間我慢すればうちへ帰れるからって言って慰めました。私が三年生、弟は一年生でした。三時間



かかって家へ歩いて帰ってもぜんぜん遠く感じない、もう帰れるという一心でした。日曜日の夕方、また寄宿舎に行くのがつらかった。」

半月ほど経つうちには、家に戻れる人は修繕したり仮小屋を建てて住んだが、住むことをあきらめた人は親戚を頼って散らばっていった。仮設住宅も建てられたが、結局、壊滅的な被害を受けた集落は、村から昭和三十八年の三月末までに全戸移住をするよう通達を受けた。

「おられないということはわかってはいるんだが、さてこれからどうしようということは決めかねていた。だけどみんなで集まって相談するなんていう時間の余裕はなかった。さよならを言う隙もなかった。」

「大きくなって桃源郷という言葉聞いたときに、私は北川のことを思い出す。桑グミを食べて、小柿を食べて育った。石垣があつて、細い道があつて、川が流れている。ああ桃源郷ってこういう所なのかなつて思う。一番好きなのは、分杭峠に上ると美和ダムの方まで見渡せる光景。世界ってあれだけしかないと思つていた。あの山の向こうは何があるんだらうつて思つていた。日本の中で一番いい場所だなと、今でもそう思います。」

故郷を語るこれほどに美しい言葉を、私は知らない。

あれほどの恐ろしい経験をし、不安を抱えながら新しい土地へと移住せざるを得なかった人々が、異口同音に語る故郷への深い郷愁と愛情に胸うたれる。

「私が好きなのは、分杭の頭からずーつとむこうの深ヶ沢から安康の奥まで、どこに行つても川の音がすること。本当に水清く、緑濃い素晴らしい村だと思つています。鮭じゃないけど、その水を飲んで三十年も生きてきた私には、大鹿への帰巢本能があるのだと思います。」

失つた故郷への想いというのは、これ程に強いものなのか。今日、復興に苦難を強いられている人々、帰りたくても故郷に帰れないでいる人々のことを思う。

私たちの暮らす大鹿村が、いつまでも美しい故郷としてあることを願わずにいられない。

あんなこと こんなこと カメラリポート

LAST RUN 『第20回 中央構造線サイクリング大会』

7月30～31日の2日間『第20回 中央構造線サイクリング大会』が開催されました。

あいにくの天候でしたが、1日目196人、2日目151人、延347名の多くの皆様に参加いただきました。

今回で最後となったこの大会は、平成3年に中央構造線沿いの市町村と団体がサイクリングを通して連携し、全国の多くの皆様と交流し、地域の活性化を図る目的で始まりました。

この20年の間、リピーターの皆さんをはじめ、多くの方にこの地域を知っていただき、ファンになっていただくことができました。また、この地域にも多くの交流イベントが増え、本大会も初期の目的を達成することができました。大会に参加いただきました皆様方、大会を支えてくださった皆様方の全てに感謝申し上げます。



夏祭り2011

8月14日に毎年恒例の夏祭りが開催されました。魚のつかみ取り・ビンゴゲーム大会・フラメンコ・美翔蓮のよさこい踊り・大鹿太鼓等々盛大に行なわれました。



千葉市小学生 山村留学

8月19日～23日の5日間、農山村留学が開催されました。千葉市の大宮小学校、大宮台小学校、坂月小学校の3校より、児童45名、教職員15名が大鹿村を訪れました。



大鹿村消防団・日赤奉仕団秋季総合訓練



9月4日に消防団と日赤奉仕団の秋季総合訓練が交流センターで行われました。

訓練では、消防団は、消防団活動に不可欠な規律訓練を中心に、真剣な態度で訓練がおこなわれ、日赤奉仕団は昨年新調されたエプロンを身に付け炊き出し訓練を行い、約100人分のおにぎり、みそ汁、漬け物を手際よく作り上げました。

村の行事予定

10月

- 16日 大鹿歌舞伎秋の定期公演
- 18日 ダンボール・牛乳パックの収集日
- 21日 ヘルス・スクリーニング
- 27日 廃プラスチックの収集日
- 30日 大鹿歌舞伎追加公演

11月

- 8日 スチール缶・鉄類の収集日
- 10日 廃プラスチックの収集日
- 13日 第32回大鹿村産業文化祭
- 15日 びん類・ペットボトルの収集日
- 22日 チラシ・雑誌等の収集日
- 24日 廃プラスチックの収集日
- 下旬 埋め立てゴミの収集予定

12月

- 1日 その他プラスチックの収集日
- 4日 「36災害50年演劇的記録」公演
- 6日 その他紙の収集日
- 8日 廃プラスチックの収集日
- 13日 アルミ缶・鉄類収集日
- 20日 新聞紙の収集日
- 22日 廃プラスチックの収集日